

論文

北海道炭礦汽船株式会社と朝鮮人戦時労働者

— 万字炭鉱の一次史料から考察する —

The Hokkaido Colliery & Steamship Co., LTD. and Wartime Korean Workers

— A Consideration Based on Primary Historical Materials of the Manji Coal Mine

長谷 亮介（麗澤大学国際問題研究センター客員准教授）

NAGATANI Ryouске

一、はじめに

1965年に朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』が発行されて以来、国内では様々な日本企業が批判されてきたが、北海道の炭鉱では北海道炭礦汽船株式会社（北炭）も標的にされた。北炭に限った話ではないが、朝鮮人は暴力的に日本に連れてこられて、奴隷のように働かされたというのがこれまでの通説だった。

北海道博物館で北炭の関連炭鉱である万字炭鉱の一次史料を収集したので、今回はそこを例にして当時の朝鮮人労働者の実態を考察したい。インターネットサイト「人権平和・浜松」では次のように解説している¹。（下線は引用者）

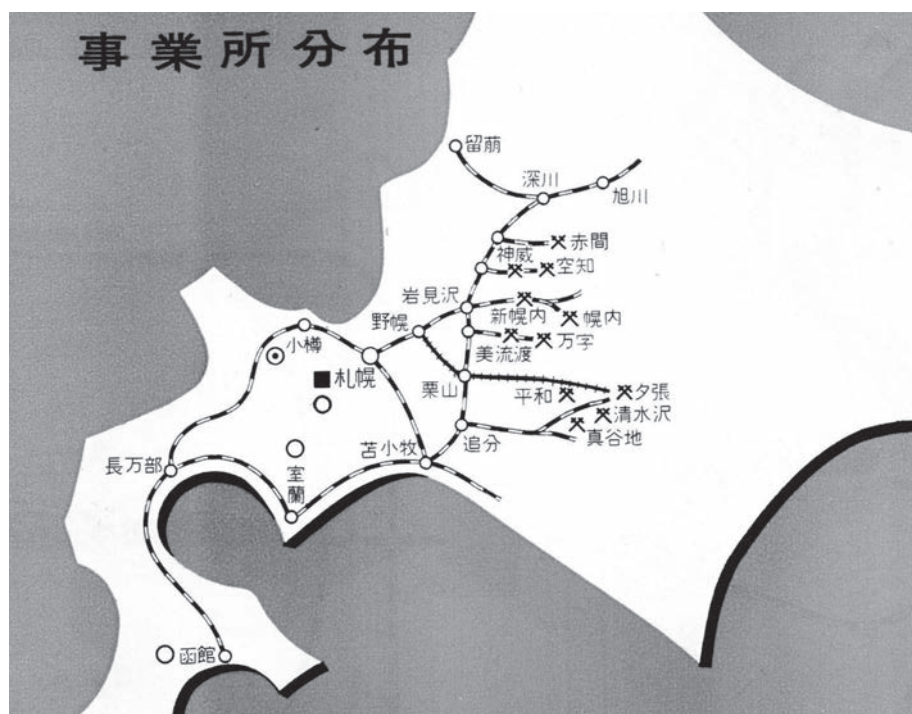
万字坑と美流渡坑については強制連行期の「鑛夫名簿」約一六〇〇人分が残っている。名簿には連行時期・募集地方・連行者出身地・前歴・職名・連行先・解雇理由・家族状況などがこまかく記されている。この名簿から両坑での連行期の朝鮮人死者数をみると六一人である。（中略）この「鑛夫名簿」には一九四四年四月二五日付で「軍需徴用」の万字炭鉱印が押されているものが多く、逃亡者については「逮捕」として処理されているものもある。このような表記は戦時下の強制労働を示すものである。万字坑から出たズリが山となり、公園として整備されている。残されたズリ山は労働者の歴史を語りつづける遺産であり、墳墓のようでもある。

上記下線部の「ズリ山」とは、鉱山で発生する廃棄物を積み上げた山のことを指す。炭鉱などで採掘する際、石炭を含む岩も一緒に掘出される。それを坑外の選炭場で使える部分を取り出し、不必要な石はゴミ（ズリ）となり、一か所に集められて捨てられた。それが山のように重なるのでズリ山と呼ばれた。九州では「ボタ山」と呼ばれ、意味は一緒である。つまり、「人権平和・浜松」は万字鉱で働いた朝鮮人労働者は人としての敬意を払われず、死後もぞんざいにされたと主張しているのである²。

北炭の歴史は古く、1889年に北海道庁より幌内炭鉱と幌内鉄道の払い下げを受け、北海道炭礦鉄道会社を設立したことが始まりである。1893年に社名を北海道炭礦鉄道株式会社に変更し、鉄道国有法が制定された1906年に北海道炭礦汽船株式会社となる。事業は炭鉱だけでなく、海運、植林、製材、発電、製鉄、化学など多角経営であった。万字

炭鉱に関しては、栗沢町(現岩見沢市)に位置し、1905年に採炭を始め、1914年に北炭幌内炭業所万字炭鉱という管轄になる。その後、美流渡が万字の支山に統合され、採掘は1918年から始まる。戦後も万字炭鉱は操業を続けたが、1976年に閉山となる。北海道炭礦汽船株式会社編『七十年史』(1958年)の「第一部 現況」に掲載されている北炭の事業所分布図を図1に示す。

図1 北炭の事業所分布



そのような歴史のある企業が、本当に朝鮮人を戦時中に強制連行し、奴隷のような強制労働を強いたのであろうか。万字炭鉱の一次史料から、北炭が朝鮮人戦時労働者をどのように扱ったのか考察したい。

二、万字炭鉱に関する先行研究について

今回、北海道博物館から多くの万字炭鉱関連の一次史料を確認したが、戦時期の万字炭鉱に関する先行研究はどれ程の蓄積があるのか。まず、一次史料の紹介に関しては、林えいだい編『戦時外国人強制連行関係史料集Ⅲ 朝鮮人2中』(明石書店、1991年)を挙げるができる。同書では約560頁に渡って、北炭が戦時期に作成した文書などを写真で掲載したり、文書の内容を書き起こしている。その中に万字炭鉱の一次史料も紹介されているが、殉職者の名簿(「過去帳」)が写真で10頁掲載されているのみである。これは、北炭は夕張炭鉱や幌内炭鉱などの大規模炭鉱が有名であるため、比較的規模の小さい万字炭鉱は重要視されなかった可能性がある。そのため、万字炭鉱では朝鮮人の強制

連行や強制労働が事実あったのかどうか、考察できない。

では、その他の夕張炭鉱などの関連史料は強制連行などを示しているのかと言うと、そうではない。該当の史料集に掲載されているのは、朝鮮半島での募集状況を報告する文書や炭鉱に到着した朝鮮人の名簿が主であり、強制連行や強制労働を証明できるような内容は記されていない。朝鮮人の戦時労務動員が始まったのは1939年9月の募集からであり、それ以前は日本渡航に大きな制限がかけられていた。そのため、労務動員初期は日本への出稼ぎを望んでいた朝鮮人が応募に殺到し、日本の労務係は選別に苦勞した³。北炭の募集では、日本行きの船に乗るために乗船審査を朝鮮人が並んで受けていたところ、一部の者が勝手に乗船してしまうというトラブルが起こったという。さらに、北炭の労務係が募集地である朝鮮の村に着くと、日本への募集を知った多くの朝鮮人が日本行きを希望したため、現地の巡査が分厚い渡航願書綴を取り出したという⁴。この点を見ても、朝鮮人が積極的に日本行きを望んでいる姿が窺える。朝鮮人労働者による罷業（ストライキ）事件を記した文書などが複数あるが、これも職場内におけるトラブルによって暴動事件にまで発展したことは記されていても、強制労働や会社側の差別的待遇が原因で起こった事ではない。日本人労働者の中には、朝鮮人を侮辱したり暴力を振るった者も存在したが、会社側はそのような日本人には処罰を与えていることから、北炭が朝鮮人差別を容認する会社だったとは言い難い。

そもそも、朝鮮人戦時労務動員期（1939年9月から1945年の終戦まで）に万字炭鉱でどのくらいの朝鮮人が働いたのであろうか。先行研究によると、1945年7月の万字炭鉱には1992人の労働者が在籍し、そのうち朝鮮人は坑内811人、坑外110人の計921人で、労働者の約半数が朝鮮人であり、坑内労働者を見れば3人に2人が朝鮮人になる、と指摘している⁵。この比率は、北炭が編集した『七十年史』の記述である、朝鮮人労働者が総在籍者の50%を占めるに至ったという内容⁶と合致する。最終的な総人数としては、先に紹介した「人権平和・浜松」が指摘したように、鉱夫名簿に記されていた約1600人が戦時労務動員期に万字炭鉱で働いたと考える先行研究が多いようである。では、これら1600人ほどの朝鮮人は万字炭鉱でゴミ同然に扱われ、死後もぞんざいにされたのであろうか。筆者が北海道博物館で発掘した一次史料で考察していきたい。

二、治療と扶助料に関する考察

最初に紹介したい史料は『死傷病者月報』や『扶助月報』といった、怪我に対する治療や扶助に関する文書である。朝鮮人に限らず、労働者が会社から不当に扱われているか確認する指標の一つとして、労災認定が挙げられる。もし、不当な認定によって治療やその後の補償が疎かになっていけば、会社は労働者を無下に扱っていると言えよう。そして日本の学界では、朝鮮人は負傷しても日本人よりも治療期間が短いなどの医療差別を受けた、という説が存在する。例えば、山田昭次・古庄正・樋口雄一『朝鮮人戦時労務動員』（岩波書店、2005年）では、九州の貝島大之浦第二、第三、第五、第六の各坑被保険者傷病手当支給状況（1943年4月～9月）を紹介している。それによると、傷病手当支給件数は100人当たり朝鮮人18件、日本人5件であるのに対して、傷病1件当たりの手当支給日数は朝鮮人9.6日、日本人14.3日になっているという。このことから、朝鮮人は日

本人よりも傷病は多かったが、医療は日本人並みに受けられずに職場に返されたと主張している⁷。しかし、日本人や朝鮮人の怪我の詳細などの個別状況まで踏まえて考察していないため、医療差別説は不十分である。なぜならば、日本人は朝鮮人よりも重症者が多かったため、結果的に治療期間が長引いたという考察も可能であるからだ。

ここで万字炭鉱の『死傷病者月報』（1944年～45年度）を紹介したい。同史料には、負傷した日本人や朝鮮人の氏名だけでなく、年齢や負傷種類、負傷した日付と治癒の日付などが記載されている。この中で、負傷種類が類似すると思われる日本人と朝鮮人をいくつか比較してみた。結果を図2に示すが、これを見る限り、民族差別による治療格差は確認できないと思われる。

図2 日本人と朝鮮人の負傷比較

氏名	年齢	職種	負傷種類	負傷理由	負傷月日	治癒の日
柳炳善	30	採炭夫	左ト腿打撲	落石	2月27日	3月24日
金承敦	23	採炭夫	右大腿打撲	鉱車	1月16日	3月24日
佐々木桃耕	44	採炭夫	右下腿打撲	落石	4月14日	5月14日
中寺繁三郎	47	保安夫	左大腿部打撲	鉱車	9月20日	10月31日

氏名	年齢	職種	負傷種類	負傷理由	負傷月日	治癒の日
金宗述	35	採炭夫	左示指挫創	トラフ	5月4日	5月31日
車豊先	18	掘進夫	左中指挫創	材料	10月18日	11月13日
相馬勝時	46	坑内運搬夫	右中指挫創	炭車	1月17日	2月6日
天野捨五郎	45	採炭夫	右小指挫創	手入中	10月31日	11月20日

筆者は医学知識がないため、図2の内容が不適当な比較である可能性はある。また、図に記載されていないだけで、筆者が見落とした不可思議な治癒日数の落差が『死傷病者月報』に記載されているかもしれない。その不備を補うために、次に『扶助月報』を見ていきたい。同史料は1936年から1945年までの重傷者リストと思われる。日本人も朝鮮人も記載されており、障害に対する扶助料の支払いが記載されている。例として1943年12月分に記載されている一覧表を作者が編集した表を図3に示す。

図3 『扶助月報』の一部（1943年12月分）

氏名	年齢	事故の領要	休業扶助料		障害扶助料など			葬祭料	計		備考
			日数	金額	種別	金額	金額				
金再得	32	左角膜翳 ^{エイ}				13	148	000		148 000	
西野信秀	38	肋骨骨折肺膜傷 後遺症兼外傷性神経症	982	1789	320	6	1085	000		2960 440	内加給金 ¥155000
京野福一	32	頭部打撲後遺症				12	138	000		138 000	
朴小徳	26	右第一趾亡失				10	228	000		228 000	
土島仁太郎	46	腰椎骨折後遺症	915	2196	000	1	4650	000		7157 130	内加給金 ¥600
李相守	31	下顎骨折による 咀嚼機能障害	137	353	460	10	516	000		894 250	
阿部吉松	41	左下腿複雑骨折	232	598	560	7	1612	000		2313 350	

ここで注目してほしい項目は、「障害扶助料など」下部にある「種別」である。これは、障害のレベルを示す数字であり、数字が小さいほど、大きな障害である。例えば、図3の一番上に表記されている金再得は13級の障害が認定され、合計で148円の扶助料が支払われている。さらに、『扶助月報』に記載された労働者への扶助料支給通知や診断書が『障害扶助料関係書類』に収録されていた。先ほど紹介した金再得の「鉱夫障害扶助料支給伺 通知」に扶助料の詳細が記されている。文書を読むと、1943年8月13日に負傷し、「障害扶助料」として「標準報酬日額」3円70銭を40日間支給する計算で、148円が扶助料として同年12月12日に支払われたことがわかる。

図4 金再得の「鉱夫障害扶助料支給伺 通知」

（注意）
一、本用紙へ身体障害十級乃至十四級ニ該當スル障害扶助料及遺族扶助料支給ノ場合ニ使用スルコト
二、其何れノ支拂ヒタル扶助料其他ニ對シテハ本紙ニ依リ通知スル必要ナレ

事	記	額	給	支	職名、氏名、年齢	採用年月日	死傷年月日	支拂年月日	種別	標準報酬日額	算出額	支拂額
其ノ他	加給ノ事由	受領人ノ続柄氏名	見舞金	合計	加給扶助料				種別			
金再得						昭和十八年八月十三日	昭和十八年八月十三日	昭和十八年八月十三日	13級	3.70	148.00	148.00

（右記）
幌内鑛業所御中
鑛夫金再得 扶助料並給與金支拂通知
昭和十八年八月十三日
金再得
三才

ここで、改めて図3を見てほしい。朴小徳と李相守は同じ10級の障害であるにもかかわらず、前者は228円、後者は516円という大きな差が出ている。これがもし、朝鮮人と日本人であったならば、民族差別による医療格差の証拠とされていた可能性がある。しかし、実際は朝鮮人の間で扶助料の格差が起こっている。この原因は何であろうか。両者の診断書を見る必要がある。朴小徳の診断書（図5）によると、10級の負傷が一つと記されている。一方で、李相守の診断書（図6）には、10級の負傷の他に14級の負傷がある。このことから、李は朴よりも負傷箇所が多かったから、扶助料も多く貰えたと推察できる。

図5 朴小徳の診断書（『障害扶助料関係書類』より）

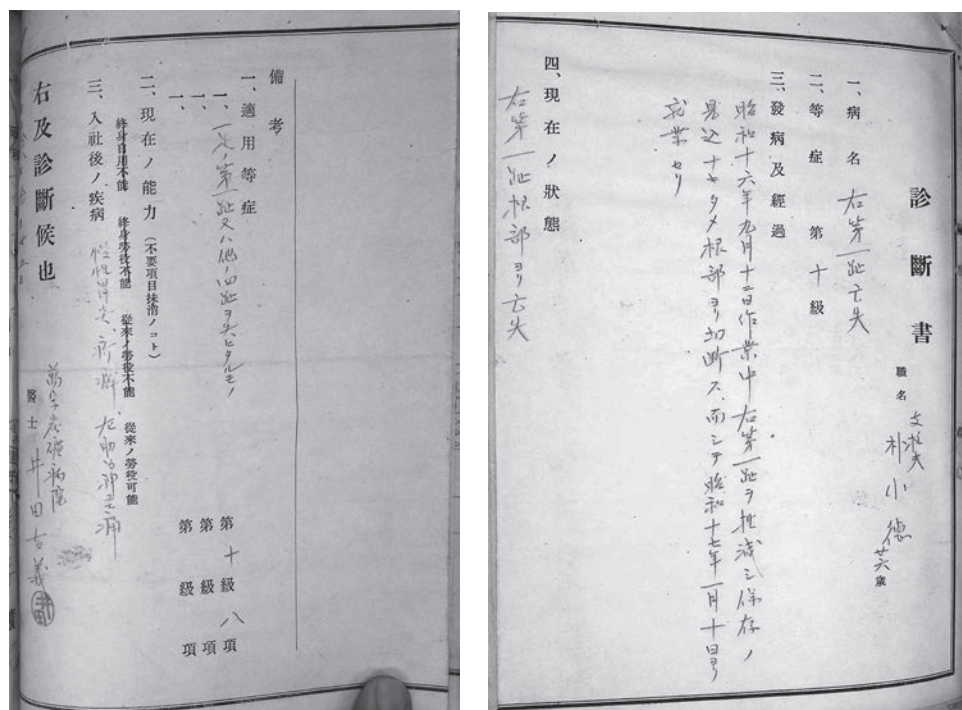
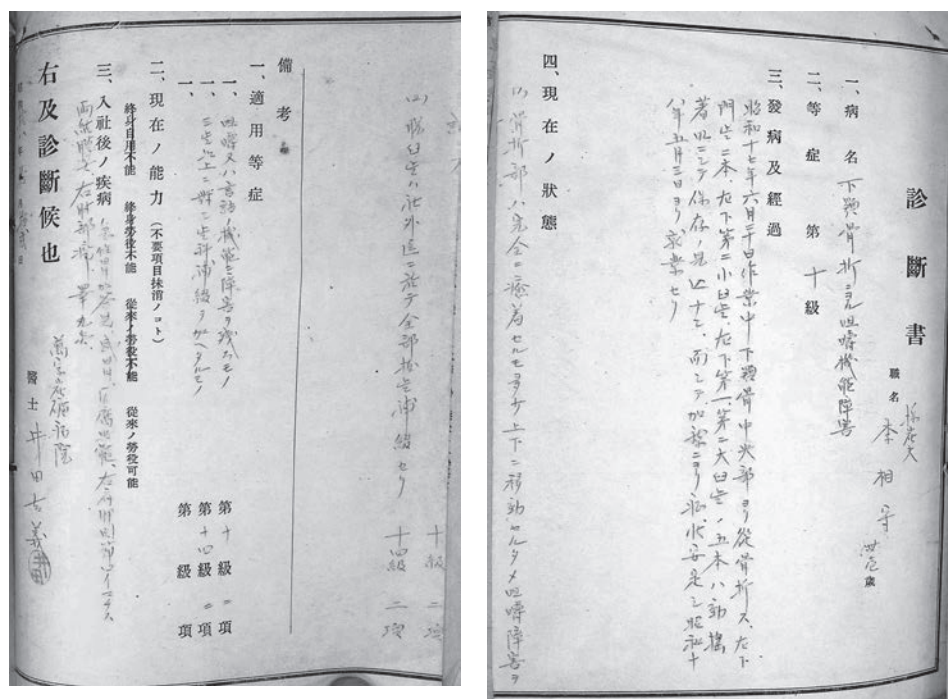


図6 李相守の診断書（『障害扶助料関係書類』より）



こうした扶助料の設定に関しては、日本国内の炭鉱をまとめていた石炭統制会が指針を明確に出しており、『炭鉱勤労者援護書類』には石炭統制会が定めた「炭鉱勤労者援護事業概要」が添付されていた。これによると、障害の種別は1級から14級まで定められており、勤続年数によっても見舞金（扶助料）の額が変化することがわかる。他にも弔慰金などの規定も細かく設定されている。炭鉱事業場に勤務する職員及び労務者（勤労報国隊員または挺身隊員、季節労務者その他これに準ずる者を含む）並びにその家族及び遺族に対して援護が行われると明記されているので、朝鮮人労働者も日本人と同様の援護を受けることができたと思われる。

以上のことを踏まえると、日本人と朝鮮人の間で民族差別による医療格差があったという従来の説よりも、負傷の程度によって治療日数や扶助料の相違が発生したと考えた方が妥当である。

三、精神衰弱となった労働者に対する万字炭鉱の対応

他にも、万字炭鉱の一次史料には、炭鉱現場で精神衰弱した朝鮮人労働者を帰郷させ、その後に見舞金が出されたことも記されている。1943年7月28日付で、万字炭鉱から北海道炭鉱汽船釜山出張所長の向田力雄へ送った文書が残っている。これによると、朝鮮人労働者の大山鴻甲（23歳）が病気によって精神を病んでしまったので、帰郷の手続を依頼したい旨が書かれている。加えて、診断書も添付するので送還手続きをお願いしたいこと、見舞金の支給も認めて特別退職手当も74円支給することも明記されている。

さらに、「病気送還者に関する件」（1943年11月25日）という文書がある。これは、朝鮮労務協会泗川郡分会長から向田力雄所長へ送られたもので、8月7日に帰郷した大山鴻甲には引き続き薬を服用させていたが快復には至らないこと、家計も豊かではないので相当の援護が必要であること、実情を精査して必要な援助を行ってほしい旨が記されている。これを受けて、万字炭鉱が幌内鉱業所労務課へ「大山鴻甲に見舞金贈呈の件」（1944年1月26日）を送付し、泗川郡分会長の依頼状の内容を全面的に信頼し、見舞金として300円を贈呈することに決定したと伝えている。そして、釜山駐在員から「幌内鉱業所よりの病気帰還者大山鴻甲に関する報告書」（1944年5月12日）が送られている。ここには、5月10日に泗川郡の大山鴻甲の父である玉洞と面会したこと。鴻甲は多少快復し、農業をしているが、以前のように能動的に働けないでいること。父の玉洞は、息子が発病した原因は会社側が再契約を強制して帰郷させなかったからだと主張したこと。しかし会社は、再契約は本人の自由意思で決定したことであり、玉洞も過去に精神病を患ったことが判明しているので遺伝的要因であることを説明している。最終的に、この時に見舞金300円を渡し、念書と領収書をもらっている。

精神衰弱した理由に関しては、労働者の親と北炭側で主張が対立したが、労働者を帰郷させて見舞金と特別退職金を渡したこと、帰郷後に労働者の実家まで赴いて、追加の見舞金を渡したことは事実と思われる。この点を見ても、万字炭鉱で朝鮮人が奴隷のように扱われたという主張は無理があるのではないか。

四、死亡者の葬儀と弔慰金

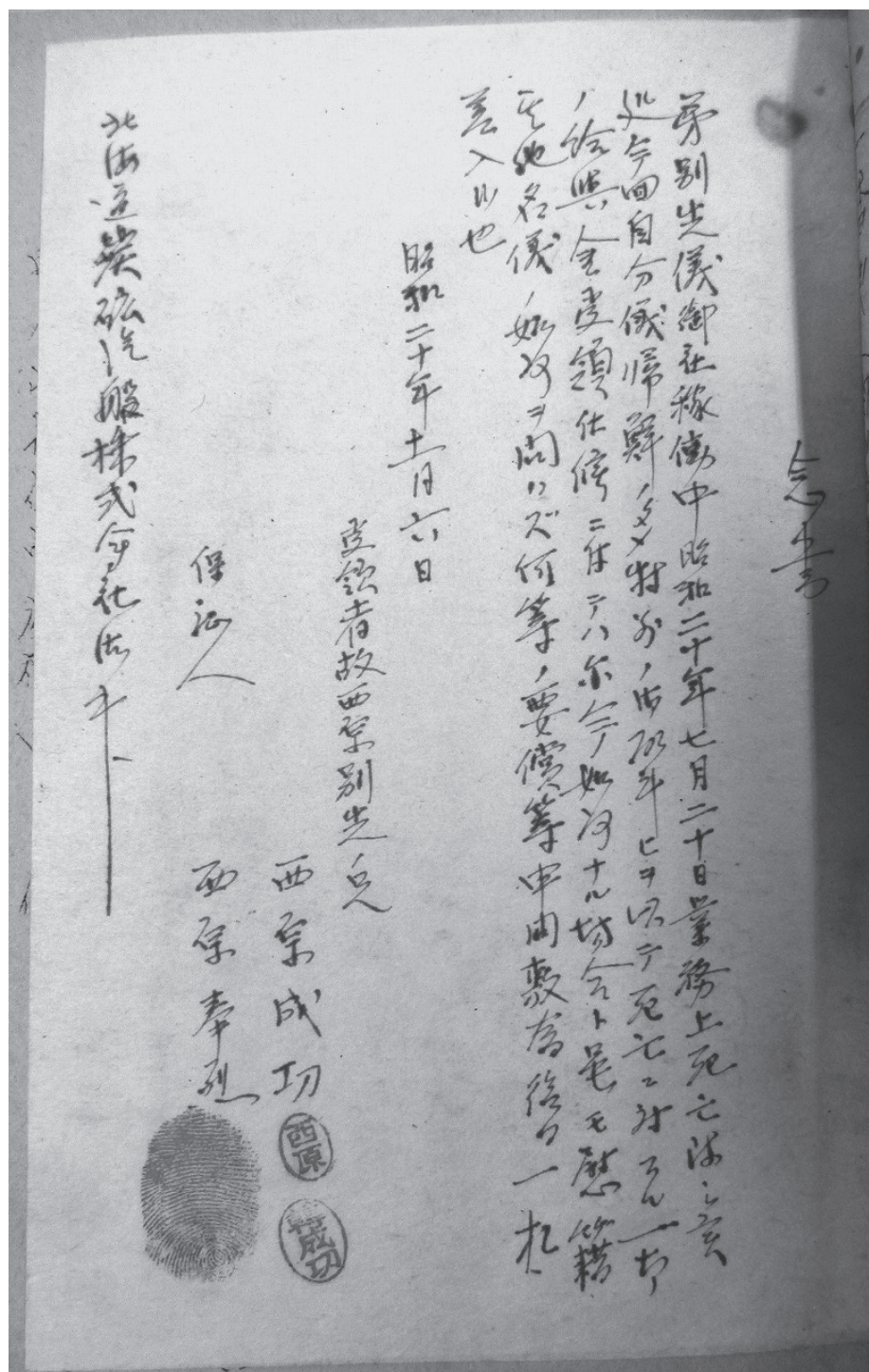
では次に、炭鉱事故などで死亡した朝鮮人労働者やその遺族に対して、万字炭鉱がどのように対応したかを見ていきたい。この点に関して従来の学説では、労働者が死亡した場合には会社は遺族や地方長官に報告をしなければならないが、朝鮮人の場合はそれがなされなかったと指摘されてきた。また、死亡した朝鮮人の遺族に対して、日本の会社は弔慰金などを支払わず、遺骨も返還しなかったという指摘もされている⁸。

しかし、これらの主張は万字炭鉱の一次史料で明確に否定できる。『殉職者関係書類綴』に「送出半島鉱員死亡状況報告に関する件」（1945年9月4日）と題する文書が収録されている。北海道炭鉱汽船株式会社幌内営業所労務課から全羅北道・茂朱郡庁・茂朱警察署・茂朱面の各方面へ宛てた書簡であるが、西原別先（27歳、掘進夫・1942年8月30日雇用）という朝鮮人労働者が同年7月20日に業務上死亡したことについての報告である。このときの清算書では、遺族への弔慰金等総額は3,006円71銭となっている。

そして、死亡した西原別先の兄である西原成功へ、幌内営業所労務課長から書簡が9月11日に出されている。内容は、西原別先の事故原因と葬儀の説明である。葬儀に関しては、7月22日に第一協和寮にて行い、会社幹部や町内会及び婦人会代表、寮員多数が参列し、盛大且つ厳かに鉱葬を執行したと説明している。遺骨は寺で丁重に安置供養しており、近日中に鉱業所係員に捧持させる予定であり、日時が決定次第、電報する。遺族来山の際は往復汽車代その他実費も支給する。給与金に関しては、別紙の清算書のとおり遺骨捧持の際、持参の予定であることなどが丁寧に書かれている。「捧持」とは、敬意を払って持つことを意味する。西原成功への書簡には、死亡した朝鮮人労働者への敬意と、遺族に対する配慮が伝わってくる。

そして、万字炭鉱から送られた「茂朱郡茂朱面長殿」（1945年11月24日）の書簡では、西原別先の兄・成功が朝鮮半島に帰ることとなったので、親戚である奉烈の立会いの下、遺骨と弔慰金（総額4,841円57銭）を渡したことが記されている。そのときに交わした念書が残っていた。おそらく、会社の控えとして準備していたものが、書簡に同封されて残ったのであろう。図7が実際の念書である。兄である西原成功の押印、そして立会人である奉烈の拇印がある。これにより、北炭は遺骨と弔慰金を渡す素振りをしていたが、実際は何かと理由をつけて最終的には渡さなかったという推測は成立しない。

図7 西原成功と西原奉烈の印がある念書



また、1945年9月4日付の書簡では弔慰金合計3,006円71銭であったが、その内訳も記されていた。筆者が表にしたものを図8に示す。

図8 9月4日時点の弔慰金合計内訳

西原別先 給与金清算書（1945年9月4日付文書）
27歳 （掘進夫・1942年8月30日雇用）
（1945年7月20日死亡）

死亡者特別見舞金	300円	会社預金	278円22銭	埋葬料及香典 （埋葬費用 差引）	234円 50銭
会社弔慰金	500円	貯蓄組合貯金	464円64銭		
団体生命保険金	500円	7月分賃金	42円59銭		
退職手当金	110円68銭	決戦増産手当	11円44銭		
特別退職賞与金	500円	勤労手当金	34円64銭	合計	3,006円71銭
幌内鉱業所産業 報国会弔慰金	30円				

備考 1.厚生年金保険法による遺族年金は政府より支給せられるに付目下手続き中なり。
2.石炭統制会よりの弔慰金は支給せられるに付目下手続き中なり。

「備考」にもあるように、この時点では確定ではなく、手続き中であった。11月24日の書簡では確定した内訳と金額が記されており、その額は、4,841円57銭にものぼった。確定の内訳を図9に示す。

図9 11月24日時点の弔慰金合計内訳

西原別先 給与金内訳表（1945年11月24日付文書）

死亡者特別見舞金	800円	会社預金	278円32銭	別居手当	5円
会社弔慰金	500円	貯蓄組合貯金	474円5銭	定着手当	150円
団体生命保険金	500円	決戦増産手当	11円44銭	家族手当	20円
退職手当金	110円68銭	勤労手当金	34円64銭	特別手当	120円
特別退職賞与金	500円	香典	264円50銭	勤続手当	40円
勤労者援護弔慰金	550円	債券及通帳	190円35銭	家族慰問金	200円
7月分賃金	42円59銭	遺骨捧持料	50円	合計	4,841円57銭

さらに驚くべきことに、香典の内訳まで書かれていたのである。内容を図10に示す。

図10 西原別先の香典収支内訳

西原別先 香典関連（収入）		香典関連（支出）	
北海地方鉱山局長	5円	葬儀費用	92円97銭
幌内鉱業所長	30円	差引残高	234円50銭
美流渡鉱長	20円		
第一協和寮長	5円		
その他の香典	174円50銭		
健康保険埋葬料	92円97銭		
計	327円47銭		

※霊前に供える生花・造花・線香・ロウソク・供物等の代金は会社側が負担した。

兄の西原成功に説明したように、会社幹部が葬儀に参列しただけでなく、北海地方鉱山局長や幌内鉱業所の所長などの責任者が香典を出していることがわかる。霊前に供える生花・造花・線香・ろうそく・供物の代金は北炭が負担したことも注目したい。実は、香典領収証も残っていたので、図11として掲載する。

図11 西原別先の香典領収証

氏名	金額	氏名	金額	氏名	金額
美波渡支部長	30000	炊事婦	2500	第一協和寮	46000
鉱山部会長	5000	豊田風海	2500		
美波渡所長	20000	金健基	5000		
幌内鉱業所長	30000	第二協和寮	45000		
平泉寮長	5000	依田仁太郎	5000		
金子寮長	5000	第三協和寮	40000		
大和寮	5000	金岸祚	2500		
左江寮長	2500	荒山米鉄	3000		
町内会長	2000	宮本栄	2500		
町内会	1000	白戸寮長	5000		

領収証だと、より詳細な情報を得ることができる。書簡の内訳では記されていなかったが、各寮の寮長、町内会長、町内会、炊事婦からも香典が出されている。興味深いのは、「依田仁太郎」という、明らかに日本人と思われる個人からも5円の香典が確認できることである。朝鮮人が人として見なされていなかったのであれば、日本人が香典を出すのはおかしい。この点を見ても、職場内で民族差別が横行していたとは考えにくい。

以上、一人の朝鮮人労働者のケースを見てきたが、終戦後間もない時期でも、北炭(万字鉱)は朝鮮半島の遺族や地方長官に死亡連絡を届けていた。遺骨も弔慰金一式も遺族に渡したことがわかる。これは、西原別先が特殊事例だったわけではない。同じく、1945年7月20日に業務上死亡した金谷東洙(21歳、採炭夫)の遺族である金谷東鉉へ送った書簡(1945年9月12日)も残っている。ここでは、弔慰金合計が2,818円76銭と記されているが、西原同様に増額した可能性がある。

さらに、万字炭鉱から鉱業所労務課に送られた「送出半島労務者災害状況報告の件」(1944年8月20日)では、金田鐘順(22歳、1941年12月14日雇用)が8月11日夜に死亡したことが記されている。死亡通知の電報は8月12日に遺族や警察署長、面長などに送ったこと。葬儀では現場係員や労務係、友人、寮代表者などにより通夜を行ったこと。翌日には鉱長以下関係係員、村の代表者、寮員など多数が参列し葬儀を行ったこと。告別式の際、鉱業所長や万字鉱支部長、北海鉱山局長、石炭統制会長が弔辞を読んだこと。遺骨は寺院で安置供養されており、遺族が来山しない場合は、時機を見て捧持のうえ遺族

へ渡す予定であることが記されている。西原別先と、全く同じ対応がとられている。

ここで気になる点は、日本人と朝鮮人の弔慰金合計額に相違があったか、である。もしかすると、民族差別で朝鮮人の弔慰金は日本人よりも少なかったと考える人々がいるかもしれない。先に紹介した、金谷東洙と金田鐘順の弔慰金合計と内訳を図12に示す。

図12 金谷東洙と金田鐘順の弔慰金合計と内訳

金谷東洙 給与金清算書（1945年9月12日付文書）
21歳 （採炭夫・1942年11月21日雇用）
（1945年7月20日死亡）

死亡者特別見舞金	300円	会社預金	171円32銭	埋葬料及香典 （埋葬費用 差引）	259円 50銭
会社弔慰金	500円	貯蓄組合貯金	387円38銭		
団体生命保険金	500円	7月分賃金	38円31銭		
退職手当金	89円1銭	決戦増産手当	13円84円		
特別退職賞与金	500円	勤労手当金	29円40銭	合計	2,818円76銭
幌内鉱業所産業 報国会弔慰金	30円				

金田鐘順 給与金清算書（1944年8月20日付文書）
22歳 （採炭夫・1941年12月14日雇用）
（1944年8月11日死亡）

遺族扶助料	1,600円	会社預金	579円57銭	埋葬料及香典 （埋葬費用 差引）	60円
団体生命保険金	500円	貯蓄組合貯金	178円84銭		
退職手当金	160円	8月分賃金精算	42円89銭		
産業報国会金	30円	退職積立金	7円32銭		
				合計	3,158円62銭

※書簡では3,658円62銭

図12は弔慰金手続き途中である「清算書」時点の金額であるので、西原別先と同様に、金額が千円以上増加した可能性も残っている点を指摘しておきたい。では、日本人労働者の弔慰金は合計でどれくらいだったのか。同じく『殉職者関係書類綴』に保管されていた文書から3人を挙げる。

・東武41歳（掘進夫、1944年12月1日採用、1945年2月9日死亡）

死亡者特別見舞金	300円
加給金	1,050円
団体生命保険金	500円
貴社会長弔慰金	500円
合計	2,350円（見舞金55円含まれず）

・松平方治51歳（支柱夫、1927年7月5日採用、1945年6月16日死亡）

特別見舞金	700円
加給金	650円
合計	1,350円（見舞金55円含まれず）

・上杉苗治56歳（支柱夫、1937年8月21日採用、1944年11月18日死亡）

特別見舞金 500円
加給金 850円
合計 1,350円（見舞金55円含まれず）

朝鮮人と比較しても、日本人労働者は高齢であることがわかる。若い日本人男子の多くが徴兵されて戦争末期の炭鉱に残っていないことを如実に表していると言えよう。そして、日本人の弔慰金は朝鮮人よりも半分ほど少ない。西原別先と同様に、日本人も後に金額が上がった可能性は残っていると思うが、筆者としては、日本人には別途、何らかの項目で金額が遺族に支給されたのではないかと考えている。これほど大きな格差が生まれていれば、日本人労働者は皆、炭鉱から去ってしまうだろう。

会社と年代が異なるため、適切な比較かどうかわからないが、北海道の日曹天塩炭鉱が1941年に作成した日本人と朝鮮人の弔慰金一式の記録⁹が残っているので、図13に示す。

図13 日曹天塩炭鉱1941年9月3日落盤事故死者への扶助料（単位：円）

職名	氏名	年齢	家族構成	法定 扶助料	特別 見舞金	埋葬料	香典	鉱業所支 出葬儀料	退職手当	合計
半島人採炭夫	珍山八煥	28	子供2人	760	600	57	110	35.16	35.75	1597.91
同	山本千岩	31	同	760	600	57	110	35.16	34.61	1596.77
同	河野龍春	20	単身	760	300	57	110	35.16	35.75	1297.91
新川組採炭夫	五木田源一	22	同	760	300	57	80	35.16		1232.16
同	田中正一	22	同	760	300	57	80	35.16		1232.16
同	笹本正嘉	27	同	760	300	57	80	35.16		1232.16
同	今枝興七	42	同	760	300	57	80	35.16		1232.16
同	西村喜久雄	27	同	760	300	57	80	35.16		1232.16

日曹天塩炭鉱は日本人も朝鮮人も差異はなく、同額である。「特別見舞金」のみが、単身者と子供が2人いる労働者の間に差額が認められる。「香典」に関しては、日曹天塩鉱業所が出す金額が新川組よりも多かったという可能性があるが、詳細は不明である。「退職手当」の金額が朝鮮人のみ記載されている理由としては、日曹天塩鉱業所が作成した文書であるため、他企業である新川組の退職手当金が不明だったため、記載できなかったと予測される。これらの点は、引き続き研究が必要であるが、基本的に日本人と朝鮮人の弔慰金に大きな差は発生しなかったのではないかな。

五、死亡した朝鮮人は「英霊」

前節で、朝鮮人労働者の告別式の際、鉱業所長や石炭統制会長などの重鎮が弔辞を読んだことを紹介したが、これを立証する資料が残っている。林えいだい編『戦時外国人強制連行関係史料集Ⅱ 朝鮮人1下巻』（明石書店、1991年）には、明治鉱業所の赤池炭鉱で作成された弔辞が文字起こしされ、死亡した朝鮮人労働者へ送られた企業側の言葉が確認できる。例えば、1941年の曹川岩夫への弔辞には、彼を英霊として扱い、その人柄

や働きぶりを称賛して別れの悲しみを伝えている。さらに、日本人と一緒に読まれた弔辞も確認できる。1940年の満田忠夫と高田在乙へ送った文面には、両者の名前を同時に出して、二人がどれほど国のために尽くしたかを讃えている。そしてここでも、英霊という言葉が用いられている。同史料集には6件の朝鮮人への弔辞が紹介されているが、全てに英霊の言葉がある¹⁰。

一方で、朝鮮人が炭鉱から逃走して死亡した場合、会社側は冷淡な態度を取ったという主張も存在する。例えば、厚生省『朝鮮人労務者に関する調査結果』に記載された死亡者の中には、逃亡中に死亡した人々は含まれていないことを挙げ、逃亡中に死亡した朝鮮人は「逃亡」と処理されて、遺族に死亡通知が行くことはなかったと言われている¹¹。しかし、万字炭鉱の一次史料で、その説の不備を証明する文書が発掘された。1944年1月に逃亡計画を企てて潜伏していたところ、ガス窒息が原因で死亡した朝鮮人労働者に対して、北炭は弔辞を読み、同じく英霊という言葉を用いたのである。

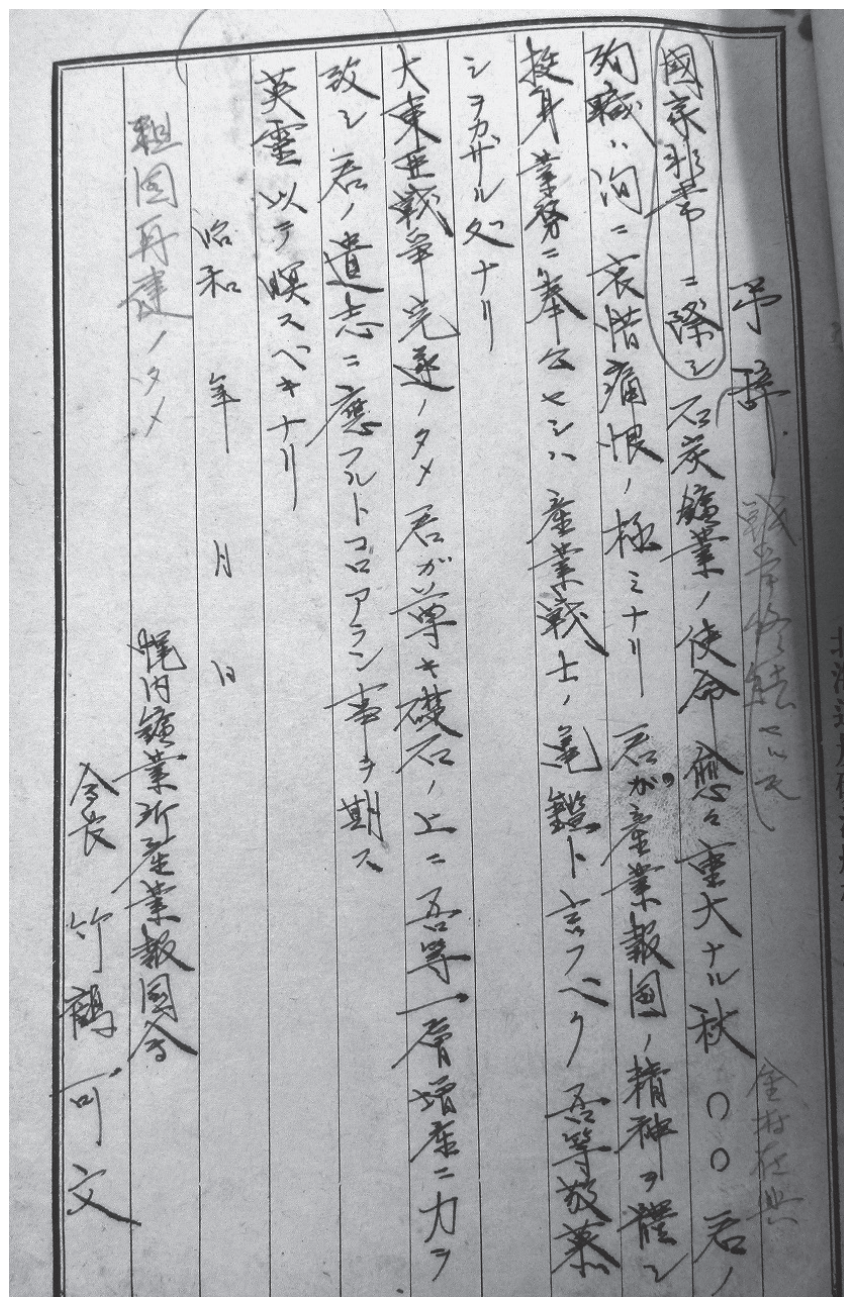
最初に死亡した朝鮮人の説明を行いたい。1945年3月13日付の「死亡労務者遺骨捧持〇廻に関する件」（※〇は解読不能を示す）は、万字炭鉱の労務課から鉱業所労務課長へ宛てられた文書である。内容は、朝鮮人労働者である金村在興（23歳）が昨年1月22日に万字炭鉱から逃走するために禁柵ヶ所に潜伏しようと侵入してガス窒息のため死亡した、という説明だ。金村には逃走の前科があり、死亡時の着衣から特定したという。発見と同時に遺族と関係官庁に通信にて連絡し、さらに書状も送って死亡原因その他を通知して弔意を表したこと。その後、遺族から何の連絡もなく、給与金（弔慰金）支払いの準備をしていたが遺骨捧持の機会がなく、9月に関係寮長と収文一という者が朝鮮出張の際に遺骨を捧持させ、同月には給与金支払い依頼も行ったこと。最後に、事情があったとはいえ、遺骨の捧持が遅れたことは遺憾であることが記されている。

この文書から判明することは、逃亡を企てたり逃亡の前科が判明しても、北炭は死亡通知をすべく、遺族と関係省庁に連絡を取り、遺骨を渡して弔慰金も用意したことである。ここでも、従来の学説とは真逆の対応であったことがわかる。金村の弔慰金は1944年11月10日に支払われていることが、「鉱夫遺族扶助料並給与金支払通知」に記載されている。それによると、遺族扶助料800円と加給金250円の合計1,050円、その他に見舞金50円となっている。「其ノ他」の項目に、逃走後に再採用したが、団体生命保険には加入しなかったことが書かれている。弔慰金の金額が先に紹介した朝鮮人たちと比較して少額なのは、そこが一因であると考えられる。

他にも、『殉職者関係書類綴』には金村在興へ読む弔辞の下書きと思われる文書が入っていた。図14に示す。

筆者が下書きだと考える理由は、氏名の箇所が「〇〇君」となっており、その右横に「金村在興」という修正箇所が確認できることである。また、「国家非常に際し」の文章を「祖国再建のため」に変更している部分が認められることも、根拠の一つである。おそらく、これを後に清書して、幌内鉱業所産業報国会会長の名で読まれたと推測される。注目してほしい点は、ここでも英霊という言葉があることである。このことから、逃亡の前科があり、再度逃亡を企てて死亡した者であっても、企業側は死亡通知を出して、葬儀も行い、弔辞を読んだことがわかる。朝鮮人が奴隷のように扱われたことが本当ならば、北炭がここまで手厚くする理由はない。万字炭鉱の一次史料を読めば、朝鮮人は奴隷のよう

図14 下書きと思われる金村在興への弔辞



な扱いは一切受けておらず、ましてや、死者をズリ（ボタ）のように捨ててなどいないことは明白である。

六、結びに代えて

万字炭鉱の一次史料を読む限り、朝鮮人労働者は人間扱いされず、死後もぞんざいに

扱われたという従来の言説には、疑念を持たざるを得ない。ただし、万字炭鉱は北炭の中でも規模の小さい炭鉱であり、今回の史料のみをもって北炭が朝鮮人に対して平等に扶助料や弔慰金を支給し、弔辞が読まれていたと断定することは難しい。今後は夕張炭鉱や幌内炭鉱など大規模炭鉱の史料を発掘・調査する必要がある。

註

- 1 「石狩炭田での朝鮮人労働」
<https://pacohama.sakura.ne.jp/kyosei/isikari.html> (取得日：2026年7月16日)
- 2 類似した指摘は、朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』(未来社、1965)にも散見される。日本の炭鉱では古くから、鉱夫が死ぬと坑内に放り込む行為が平然と行われており(194頁)、朝鮮人は弱っている段階で生き埋めにされることもあり(94頁)、氏名すらも不明な朝鮮人の遺骨が数知れず埋まっただまになっている(198頁)と、朴は指摘している。近年では、ここまで強い表現をとることはないようだが、竹内康人『佐渡鉱山と朝鮮人労働』(岩波書店、2022)では、朝鮮人は牛馬のようにみなされていた(31頁)と説明しており、人間としての待遇を得られなかったという言説は未だに存在する。
- 3 実際に募集に従事した佐渡金山の労務係である杉本奏二の書簡には、一つの村につき上限20名に対して約40名の応募があったことを記している。
- 4 『社友』第17巻第6号、1940年、p.39、p.41 (所収：林えいだい編『戦時外国人強制連行関係史料集Ⅲ 朝鮮人2中』、明石書店、1991年、p.1233、p.1235)
- 5 「北炭万字炭鉱への連行と死傷状況」
<https://pacohama.sakura.ne.jp/kyosei/1108manji.html> (取得日：2026年7月16日)
- 6 北海道炭礦汽船株式会社編『七十年史』、1958年、p.202
- 7 山田昭次・古庄正・樋口雄一『朝鮮人戦時労務動員』岩波書店、2005年、p.196
- 8 同上、p.197～p.199
- 9 長澤秀編『戦時下強制連行極秘資料集Ⅰ』緑蔭書房、1996年、p.243
- 10 林えいだい編『戦時外国人強制連行関係史料集Ⅱ 朝鮮人1下巻』明石書店、1991年、p.1492～p.1494
- 11 山田昭次・古庄正・樋口雄一前掲書、p.194